

奈良まほろば館チャレンジ販売 出品者募集要領（令和3年度 9月・10月分）

1 目的

奈良県産業振興総合センター（以下「センター」という。）が、東京における奈良県ブランドショップ「奈良まほろば館」において、テストマーケティング（以下「チャレンジ販売」という。）を実施し、そこで得られた商品力向上やニーズの把握等に関する情報を出品事業者にフィードバックすることにより、県内企業の首都圏における販路拡大等を支援する。

2 出品期間、出品テーマ、募集出品者数

出品期間	出品テーマ	募集出品者数
令和3年9月1日 ～ 令和3年9月30日	「ニューノーマルな暮らし方・働き方・遊び方」 ※ステイホーム、テレワーク、ワーケーション等、ニューノーマルなライフスタイルを快適に楽しく過ごすアイデアを提案する商品。	5者～8者
令和3年10月1日 ～ 令和3年10月31日	「悠久の歴史が生み出す 彩りと潤い」 ※正倉院御物、飛鳥・白鳳・天平文化、シルクロードをモチーフにする等、奈良が誇る歴史や文化を活かした商品。	5者～8者

3 募集締切

令和3年7月28日（水）午後5時

4 出品場所

奈良まほろば館（東京都港区新橋1-8-4 SMBC新橋ビル）1階マーケティングエリア
※原則、マーケティングエリア壁面の陳列棚とする（イメージ図を7頁に掲載）。ただし、売場の状況に応じて、別の場所に移動させる場合がある。

5 応募資格

次の条件をすべて満たしていること。

（1）奈良県内に事業所（本社又は営業所）を有し、商品の生産、加工又は販売をしている企業、組合、各種団体、グループ又は個人。

（2）次の①～⑤のいずれにも該当しない者。

① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営

業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
- ⑤ ③及び④に掲げる者のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

6 チャレンジ販売に出品する商品（以下「チャレンジ商品」という。）の範囲

次の（1）～（8）の条件をすべて満たしていること。

（1）自社で企画・生産を行った商品。

※自社で企画を行っていても、他社に生産委託している商品でも可。

（2）非食品及び加工食品。

ただし、加工食品は賞味・消費期限が1週間程度以上のものとし、冷蔵・冷凍保存が必要なものは不可とする。

※生鮮品は不可。

（3）次の①～③のいずれかに該当する商品。

① 県内で製造・加工（最終加工段階）・販売している商品。

② ①に該当しない商品で、県内の素材を使用し、かつ、その旨を明示して販売している商品。

③ ①及び②に該当しない商品で、奈良との関連性があり、県産品のイメージアップ、魅力発信に資すると認められる商品。

（4）過去に、奈良まほろば館（東京都中央区日本橋室町の旧店舗を含む。）の取扱商品及びチャレンジ販売商品として選定されたことがない商品。

（5）今年度において、奈良まほろば館で実施される他の催事（センター以外の所属・団体が実施するものを含む。）に出品した商品又は出品募集に応募中もしくは応募予定の商品でないこと。

（6）商品1点あたりの外寸が、原則として、幅75cm、高さ30cm、奥行50cmをい

れも超えていない商品。

- (7) 上記2の出品テーマに即する商品。
- (8) 首都圏での販路獲得・拡大を目指す商品。

5 チャレンジ商品の販売条件等

- (1) 奈良まほろば館物販運営事業者（以下「物販運営事業者」という。）による委託販売とし、販売手数料は希望小売価格の30%（食品、非食品共通）とする。
- (2) 納品及び返品に係る送料等は、出品事業者の負担とする。
※販売期間終了後に売れ残った商品は、着払いで返送する。
- (3) チャレンジ販売の期間は原則1か月とするが、特別な事情がある場合、物販運営事業者及び出品事業者の両者が了承すれば、販売期間を延長できるものとする。
- (4) チャレンジ販売期間中、センターと日程調整の上、マーケティングエリアにおいて、出品事業者自身が店頭立ち、市場調査等を目的とした対面販売を行うことができるものとする。
※販売手数料等の販売条件は、通常のチャレンジ販売と同じ。
※対面販売日時は、必ずしも希望する日時になるとは限らない。
※対面販売に係る出品者の旅費・宿泊費等は、出品者の負担とする。
※出品者間で希望日時が重なった場合は、出品者選考審査の評価が高い方を優先する。
※対面販売における試食・試飲の可否は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、センターが決定する。なお、試飲・試食を実施する場合でも、県が定める新型コロナウイルス感染予防対策を講じなければならない。
- (5) 出品事業者が希望すれば、(4)の対面販売時の購入者を対象にインターネット（奈良電子自治体共同運営システム「e 古都なら」）によるアンケートを実施する。アンケート内容はセンターが出品事業者と調整の上作成し、集計等はセンターが行う。

6 フィードバック

チャレンジ販売終了から概ね1週間後に、センター及び物販運営事業者が、出品事業者に対し、WEB 会議システム（Zoom Meetings、Cisco Webex 等）を利用して、デザイン、内容及び数量等商品の改善点その他首都圏での販路開拓に関する助言を行う。

※出品者側のWEB 会議システムその他オンライン環境は、出品者側で準備するものとする（準備できない場合は、電話通話によりフィードバックを行う。）。

7 出品商品数

1社3商品までとする。ただし、サイズ、色、フレーバー違いの展開商品は1商品として扱う。

※展開商品数が多数になる場合、センターと物販運営事業者との協議のうえ、陳列する商品数を絞る場合がある。

8 応募方法（提出物）

出品申込書及び商品サンプルを下記のとおり、提出すること。

提出物		提出方法	提出期間
①	出品申請書 [その1]	奈良電子自治体共同運営システム「e 古都なら」により、インターネットで提出 ※郵送・FAX・持参は不可。	令和3年7月 日（ ） ～同年7月28日（水） 午後5時
②	出品申請書 [その2]		
③	商品写真 (外観と中身の両方)		
④	商品サンプル (1商品につき2つ)	宅配便等で、奈良まほろば館 (東京都港区新橋) に送付	令和3年7月26日（月） ～同年7月28日（水） 午後5時

※下記 URL または QR コードから、該当ページ（奈良電子自治体共同運営システム「e 古都なら」電子申請の「奈良まほろば館チャレンジ販売(令和3年度9月・10月分)」）に接続し、提出物①、②、③を提出すること。

https://s-kantan.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=24657

※提出物①②は、1商品につき、それぞれ1枚作成すること。

※提出物③は、外観（パッケージ）が分かるもの、中身が分かるものの両方を提出すること。

※提出物④は、1商品につき2つ提出するものとする。提出先は下記のとおりとし、提出期間を厳守すること（提出期間前後の到着は不可）。提出に係る送料は、応募者の負担とする。

〒105-0004 東京都港区新橋1丁目8-4 SMBC新橋ビル 奈良まほろば館 産業振興総合センター担当 宛て

※提出物④で、返送を希望する場合は、選定審査会終了後、着払いにより応募者に返送する。

※出品申請書への記入漏れ等、提出物に不備がある場合は、応募を受け付けない。



9 選考方法

- (1) センターが設置する選定委員会において、出品申込書及び商品サンプル等に基づき、各委員が申請事業者を評価する。
- (2) 各委員が別表の評価基準に基づき評価し、申請事業者の順位付けを行う。
- (3) (2)の結果に基づき、各月の出品事業者を決定する。
- (4) センターより、各申請事業者に選考結果を通知する。

10 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大等により奈良まほろば館が臨時休業する等やむを得ない事情により、チャレンジ販売を中断または中止することがあるが、これにより生じた出品事業者及び関係者の損害については補償しない。
- (2) チャレンジ販売商品が、チャレンジ販売後において、奈良まほろば館の取扱商品に採用されることになる場合、その販売条件等については、別途、物販運営事業者と出品事業者が協議し決定するものとする。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権に関する責任、品質や安全性などの商品に関する責任は、出品事業者が負うものとする。

11 スケジュール

- | | | |
|---------|--------|--------------|
| ① 募集締切 | | 7月28日(水)午後5時 |
| ② 結果通知 | | 8月上旬頃 |
| ③ 発注・納品 | 9月実施分 | 8月中旬～ |
| | 10月実施分 | 9月中旬～ |

12 お問い合わせ先

奈良県産業振興総合センター 経営支援課(担当 財賀)
・電話：070-4438-3360(公用携帯電話)
0742-33-0817(代表)

評価基準

評価項目	配点	倍数	評価点
①商品のPRポイントについて			
■ 商品のコンセプトや特徴、商品に対する想いや商品開発の背景が、顧客から支持を得られるものか。	5	2	10
②出品テーマとの関連性について			
■ 商品と出品テーマがマッチしているか。	5	2	10
③チャレンジ販売に出品するねらい			
■ 商品の課題、ターゲットや目指す販路が明確かつ現実的なものであるか。	5	2	10
■ チャレンジ販売の成果を活かして商品ブラッシュアップや販路開拓を行う意欲があるか。	5	2	10
④販売開始後経過期間(出品時点)			
1: 2年以上 2: 1年以上、2年未満 3: 半年以上、1年未満 4: 3か月以上、半年未満 5: 3か月未満	5	1	5
計			45

【評価方法】

- 評価項目①～③については、下記のとおり、5段階評価とする。
5: 大変良い 4: 良い 3: 普通 2: あまり良くない 0: 良くない、不可
- 評価項目④については、下記のとおり、発売開始後経過日数による5段階評価とする。
5: 3か月未満
4: 3か月以上、半年未満
3: 半年以上、1年未満
2: 1年以上、2年未満
1: 2年以上

出品場所（マーケティングエリア）

